

新型コロナウイルス感染対応予防マニュアル
<全特協本部・各支部事務局編>

(一社) 全日本特殊鋼流通協会
(2021年3月17日)

はしがき

この「新型コロナウイルス感染対応予防マニュアル」（暫定版）は、一般社団法人全日本特殊鋼流通協会（以下「全特協」という。）が主催する行事において、主に研修講座に参加される者及び工場見学会、イベント、理事会、各委員会等に参加又は出席される者を対象に、本部及び各支部事務局が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の防止策として講じる具体的な予防対策をとりまとめたものである。

なお、本マニュアルの運用上において、行事主催者の判断により、常識の範囲内で割愛又は追加措置を講じる場合がある。

本マニュアルは今後におきましても、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。

1. 基本的運用事項

（1）運営スタッフの対応

- ①本部及び各支部事務局は、受講者及び研修運営に関わる講師・スタッフ並びに各事業等に参加（出席）される者全員に対して、予めうがい・手洗い・咳エチケットなどの感染予防を徹底する旨周知すること。
- ②本部及び各支部事務局は、飛沫防止のため受講者及び研修運営に関わる講師・スタッフ並びに各事業等に参加（出席）される者全員に対して、マスク着用を義務付けること。
- ③本部及び各支部事務局は、予めアルコール消毒液及び非接触型の体温計を準備し、受講者及び研修運営に関わる講師・スタッフ並びに各事業等に参加（出席）される者全員に対して、入室前に手指消毒及び検温を行うこと。
また、厚生労働省が推奨する接触確認アプリ【(COCOA) COVID-19 Contact-Confirming Application）を各事業等に参加（参加）される者全員に対してインストールすることを指導すること。
- ④本部及び各支部事務局及び各事業に携わるスタッフは、本部及び支部長が必要と認める場合は、予め本部又は各支部による費用負担において、開催日7日以内にPCR検査を受けること。
- ⑤当日受講者において、以下に該当する場合は受験会場に入室不可とする。また、明らかに新型コロナウイルスに感染して欠席した場合、救済措置として次回の受講費・受験費用を無料とする。（ただし、自己都合による欠席は不可。）
また運営スタッフにおいても同様な症状がある場合は、会場より退出すること。

- ・入室前の検温にて37.5度以上の発熱があった場合
- ・発熱をしていなくとも、咳又は息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、咽頭痛などの症状や心身の不調を感じる場合
- ・同居家族に感染者が発生した場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航履歴のある場合もしくは該当者との濃厚接触がある場合

⑥休憩時間は必ず室内換気を5分以上行うこと。

⑦座席に向かい合う形式ではなく、座席の間隔は1m以上開けることを基本に、1テーブルごとに一人着席させる。そして1テーブル目に左隅、2テーブル目に右隅として互い違いに着席させること。いずれも座席指定（受講生には座席指定番号を通知）のスクール形式の研修スタイルとすること。

⑧当日運営スタッフの数は、研修会運営に支障が生じない最低限の人数とすること。

⑨必ず入室前に検温を行ってから来場させ会場責任者が確認すること。同様にスタッフ等も会場に入る前に検温を行い確認すること。

⑩研修講座中は、手洗いや消毒の慣行に加え、大声や近距離での会話を慎むよう指導すること。

⑪研修期間中に研修生が体調不良となった場合は、直ちに帰宅させること。感染の可能性もあるためその後の体調の経過について必ず当該者に確認を行うこと。

（2）受講者等または当日運営スタッフへの連絡体制の構築

感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に速やかに対応できるよう、以下を徹底すること。

①研修前に緊急連絡先（メールアドレス、電話番号）を把握して、必ず対象者リストを作成すること。

当該情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供される可能性があることを周知すること。

②必ず研修会場の受付にて、【別紙】体調チェックシート（37.5℃以上ではありません。あるいは平熱より1度以上高温ではありません）に記入をお願いします。

各支部事務局は、提出後3か月間保管した後破棄すること。

③出欠確認

本部及び各支部事務局スタッフは、研修受講生に対して当日の「聴講券（座席番号が明示されている）」を提出させ出欠確認を行うこと。確認後は「聴講券（座席番号が明示されている）」を受付のテーブルに置くことを義務づけること。

- ④受講者等に対して、予め、本マニュアルを遵守し、同指示に従う「承諾書」を提出させること。

2. 個人情報の取扱い

- (1) 感染者の個人情報は、発信公表しない。

感染対応等の幹事・役員等の協会連絡先は、限定使用(協会関係者でも個人携帯・メールアドレス等は限定利用)とすること。

- (2) 協会の対外対応について

感染者の所属企業の危機管理等に従い、地域の保健所などの対応が優先されるが、主催者の対応としても別途対応する。

3. 当協会が主催する行事に参加した者において、濃厚接触者・(準)濃厚接触者となった場合の費用負担

全特協の費用負担は【<感染者・(準)濃厚接触者編>の2.及び3.】を適用する。

4. 「承諾書」の提出

万一、行事参加者より感染者が発生した場合、全特協としては、損害賠償等による責任を負えないため、予め行事案内書に謳い承知された上で参加していただくことを明確にしておくこと。(別紙「承諾書」の提出)

各支部事務局は、「承諾書」を受領後3か月間保管したのち破棄すること。

5. 感染者の研修講座等への復帰

- (1) 研修が終了していない期間中に感染者が受講に復帰する場合、当該事務局は「陰性証明書」の提出を求める。

- (2) 治癒後一定期間が経過していれば参加を認める。この場合においても「陰性証明書」の提出を求める。

6. 人権への配慮

感染者やその家族等への心ない誹謗中傷が拡がっていることを真摯に受け止め、噂話など不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動を行うこと。

7. その他

研修会等では、食事等をとることはできない旨を予め周知しておくこと。

ただし、マスク着用時には、のどの渇きに気付きにくいいため、適宜水分補給を行うよう周知すること。

体調チェック（提出用）シート

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、事前にすべてご記入の上、受付時に必ずご提出ください。内容によっては、参加をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。また、厚労省COCOAへの加入をできる限り行ってください。

◎ 開催日前14日以内について、以下の質問にお答えください。

質問	回答
新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触はありましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触はありましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
以下のリストに該当する症状はありましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

症状リスト（上記ではいと回答した場合は、○を付けてください。）

- ① 平熱を超える発熱 ②咳 ③のどの痛み ④倦怠感（だるさ） ⑤息苦しさ
⑥ 嗅覚や味覚の異常 ⑦その他
()

※記入いただいた内容は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、当該講習会等において参加者の健康状態の把握、開催・参加可否の判断および必要な連絡調整のために使用します。（書類は、提出後3か月間保管した後破棄します。）
なお、感染者またはその疑いのある方が発見された場合には、必要な範囲で保健所・行政機関等に情報を提供することがありますことを予めご了承ください。

2021年 月 日

会社名： _____

氏名： _____

ご協力ありがとうございました。

承 諾 書

私は(一社)全日本特殊鋼流通協会の事業に参加する際は、同協会作成の『新型コロナウイルス感染者発生時対応マニュアル』及び『新型コロナウイルス感染対応予防マニュアル』に記載されている内容を遵守し、PCR検査を含む同指示に従うことを承諾します。

また、万一研修講座及び検定試験に出席された者並びに行事等に参加された会場において、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、全特協が、PCR検査に係る費用負担を除いては、損害賠償等による責任を負わないことについて承諾します。

2021年 月 日

会社名 _____

氏名(自署) _____

※ 新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、各都道府県が設置している「帰国者・接触者相談センター」の連絡先

「帰国者・接触者センター」では、新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談を受け付けています。

同センターでは、相談内容から同感染症の疑いがあると判断した場合、その方へ適切な診察を行う「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っております。

ご相談される際は、以下の各都道府県が開設している帰国者・接触者相談センター一覧を参考に、最寄りのセンターへご連絡ください。

各都道府県が開設している帰国者・接触者相談センター（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

<厚生労働省が開設した電話相談窓口>

電話番号 0120-565653（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～21:00（土日・祝日も実施）

なお、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な電話相談を行いたい方は、各都道府県が設置している電話相談窓口へご相談ください。新型コロナウイルスに関するお知らせも掲載されています。

<Ctrl キーを押しながらクリックでリンク先を表示します>

北海道

[青森県](#) [岩手県](#) [宮城県](#) [秋田県](#) [山形県](#) [福島県](#)

[茨城県](#) [栃木県](#) [群馬県](#) [埼玉県](#) [千葉県](#) [東京都](#) [神奈川県](#)

[新潟県](#) [富山県](#) [石川県](#) [福井県](#) [山梨県](#) [長野県](#)

[岐阜県](#) [静岡県](#) [愛知県](#) [三重県](#)

[滋賀県](#) [京都府](#) [大阪府](#) [兵庫県](#) [奈良県](#) [和歌山県](#)

[鳥取県](#) [島根県](#) [岡山県](#) [広島県](#) [山口県](#)

[徳島県](#) [香川県](#) [愛媛県](#) [高知県](#)

[福岡県](#) [佐賀県](#) [長崎県](#) [熊本県](#) [大分県](#)

[宮崎県](#) [鹿児島県](#) [沖縄県](#)